

上野税理士法人 KAI GO ニュース

2012.11.特別号

企画・発行 上野税理士法人

〒108-0074 東京都港区高輪2-6-21 TEL 03-6450-2173

E-mail: info@care-mas.com

FAX 03-6450-2174

http://www.care-mas.com

ネットワーク・結



セミナー
情報

1/24(木) 経営者・管理者・責任者向けセミナー!

「平成24年 大きく変貌した実地指導対策」 介護職員処遇改善加算と記録重視の新指導の実際

講師: 小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

会場: 港区立商工会館【JR 浜松町駅 徒歩約7分】

介護報酬改定 - 1年前倒しの可能性について

今回は特別号として、介護報酬改定の前倒しの可能性についてお知らせします。

ご存じの通り、介護報酬は3年に一度改定されており(診療報酬は2年に一度)、今年2012年4月に介護報酬(及び診療報酬)が改定されたため、同じペースでいくと次の介護報酬改定は2015年4月に行われることとなります。

しかし、消費税が2014年4月に現行の5%から8%へ、2015年10月に8%から10%へ引き上げられる予定です。5%から8%への引き上げが、介護報酬の改定予定の1年前に当たるため、介護報酬が改定される2015年4月までの1年間は、消費税の増税分がそのまま事業者への負担としてのしかかります。

介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅・施設・地域密着型サービス等は、社会政策的配慮から課税することが適当でないものとして、消費税は非課税です。よって、利用者の選択による特別な提供(消費税課税対象)以外については、利用者側の負担は変わらないのですが、事業者の仕入等は消費税が課税されるため、事業者の収益が圧迫されてしまうのです。

ちなみに、診療報酬は2年に一度の改定のため次回の改定は2014年4月となり、消費税率引き上げと同タイミングに当たるため、税率増分の調整が通常の改定スケジュールで対応可能となります。

消費税率アップの影響を最小限に抑えるために、介護報酬改定を2015年ではなく、1年前倒しの2014年に行う案が厚生労働省内で浮上しているそうです。また、保険者との整合性の兼ね合いから、改定とは別の対応をする可能性が高いとの見方もあるようです。

(出典: <http://www.cabrain.net/news/article/newsId/38594.html>)

C-MAS 東京城南事務局では、今後もこの介護報酬改定の動きについて注目してきますので、何か新たな情報が入りましたらご一報致します。

詳しくはお気軽にお問い合わせください。

info@care-mas.com